

長崎県開発審査会条例(昭和45年7月8日長崎県条例第42号)

最終改正:平成11年12月27日条例第62号

改正内容:平成11年12月27日条例第62号[平成22年12月31日]

○長崎県開発審査会条例

昭和45年7月8日長崎県条例第42号

改正

平成11年12月27日条例第62号

長崎県開発審査会条例をここに公布する。

長崎県開発審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第78条第8項の規定に基づき、長崎県開発審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数及び任期)

第2条 審査会の委員(以下「委員」という。)の定数は、7名とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、会長(会長に事故があるときは、その職務を代理する者。次項において同じ。)及び3人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員でない者の出席)

第5条 審査会において必要があると認めたときは、その会議に、市町村長、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明をきくことができる。

(幹事及び書記)

第6条 審査会に、幹事及び書記を置く。

2 幹事及び書記は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は会長の命を受け、審査会の事務を処理する。

4 書記は、上司の命を受け、審査会の庶務に従事する。

(会長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会にはかって定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる審査会は、知事が招集する。

附 則(平成11年条例第62号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。